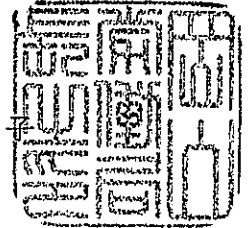




岡労発基0711第1号
令和7年7月11日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 殿

岡山労働局長
森 實 久 美 子



岡山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第2号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。